

## 特定処遇改善加算の扱いについて

令和1年10月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当社は、特定処遇改善加算Ⅱを算定し、対象なる職員に対し処遇の改善を行います。

### 特定処遇改善加算の概要について

特定処遇改善加算とは、従来の処遇改善加算に加え、「キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行う」というものです。キャリア（経験・技能）のある介護職員とは、「勤続10年以上の介護福祉士等」といった表現が使われていますが、業務や技能等、各事業所の裁量により柔軟に設定可能となっています。ただ、介護福祉士の資格は必ず必要です。

### 支給対象者

当社では、

- ①介護福祉士資格を有し、各事業所のリーダー格に属する職員（当社の職責・等級を勘案）かつ他社を含め介護職の経験を10年程度以上の経験がある職員
- ②介護福祉士資格は有しないが、各事業所のリーダー格に属する職員（当社の職責・等級を勘案）かつ他社を含め介護職の経験を10年程度以上の経験がある職員

を支給対象者に選定します。

そのため、各事業所で1名～2名が支給対象者になります。

### 賃金の改善額について

「月額8万円の処遇改善」又は「処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金（440万円）以上」の処遇改善を目的とされています。この改善額は法定福利費等（社会保険料、労働保険等の法人負担分）の増加分を含めての額になっています。しかし、当社の介護保険収入から加算収入を計算した場合（特定処遇改善加算Ⅱ）、平均賃金改善額は40,000円～50,000円（法定福利費等の増額分を含めて）程度となるため、対象者に対し、毎月の給与において

①の対象者へ30,000円

②の対象者へ15,000円

をその他手当として支給します。また、加算収入の実績から毎月の賃金改善額及び法定福利費等の増額分を差し引いた額については、半期に一度、一時手当として給与へ上乗せして支給します。

サービス事業内容や規模によって特定処遇改善加算による収入にはバラツキがありますが、当社は法人全体で加算収入の確認及び賃金改善を行いますのでご了承ください。

令和1年10月16日  
株式会社ベストウェル  
代表取締役 西川 弘